

遺言執行者，受遺者および受益相続人の当事者適格について

菱 田 雄 郷

1. 課題の設定と叙述の順序
 - (ア) 遺言執行の概要
 - (イ) 遺言執行者の法的地位の概要
 - (ウ) 検討されるべき課題
 - (エ) 叙述の順序
2. 遺言執行者と受遺者等の当事者適格に関する判例の概観
 - (ア) 対象とする判例
 - (イ) 遺贈における受遺者からの移転登記請求
 - (ウ) 遺言の内容の実現を妨げる登記がある場合
 - A) 遺贈の場合
 - B) 相続させる遺言（特定財産承継遺言）の場合
 - C) 請求できる登記の内容
 - D) 相続分の指定の場合
 - (エ) 不動産の占有に関する遺言執行者の当事者適格
 - (オ) 遺言の有効性に係る訴訟の当事者適格
 - (カ) 相続人による受遺者への所有権移転登記手続の抹消登記手続請求
3. 遺言執行者と受遺者等の原告適格の競合
 - (ア) 遺言執行者と受遺者等の原告適格の性質—判例を前提として
 - (イ) 遺言執行者と受遺者等の原告適格の相互関係—学説を中心として
 - A) 問題の所在
 - B) 学説による提案
 - C) 従前の学説の評価
 - (ウ) 若干の検討
 - A) 場合分け
 - B) 遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するという前提を採用

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について

する場合

C) 遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するわけではない、という前提を採用する場合

D) 小括

4. 遺言執行者と受遺者等の被告適格に関する従来の議論状況と若干の検討
 - (ア) 従来の議論状況の概観
 - (イ) 若干の検討
5. 結びに代えて
 - (ア) 遺言執行者と受遺者等の原告適格
 - (イ) 遺言執行者と受遺者等の被告適格
 - (ウ) 残された課題

1. 課題の設定と叙述の順序

(ア) 遺言執行の概要

遺言は、その内容によっては、その執行を要することがある。例えば、遺言の内容が特定人に対する不動産の遺贈である場合、所有権自体は遺言の効力発生によって受遺者に移転するものの、所有権移転登記手続が当然に行われるわけではなく、これは遺言の執行として行う必要があるのである。

遺言の執行は、遺言執行者がなければ、相続人がすることになるが、遺言執行者があれば、遺言執行者が行う。すなわち、①遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（民法 1012 条 1 項）、②遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる（同条 2 項）、③遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない（民法 1013 条 1 項）、とされるのである。

(イ) 遺言執行者の法的地位の概要

平成 30 年法律第 72 号による改正前の民法 1015 条は、「遺言執行者は、相

続人の代理人とみなす」と定めていたが、遺言執行者は、相続人の利益のために遺言を執行するわけではなく、遺言の内容を実現するために遺言の執行をするものであること、および同条の主たる意義は、遺言執行者の行為の効果が相続人に帰属することを明らかにする点にあること、について争いが無い以上、遺言執行者の法的地位を論ずることには必ずしも実益はないとの認識が広く共有されることとなった⁽¹⁾。このような状況を踏まえ、平成30年法律第72号により、民法1015条が、「遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。」との内容に改められるとともに、民法1012条1項において、遺言執行者の職務は、遺言の内容を実現することにあることが明文によって示されることとなった。

遺言執行者の訴訟法上の法的地位についても、平成30年法律第72号による改正前民法1015条の「遺言執行者は、相続人の代理人とみなす」という文言にかかわらず、遺言執行者は必ずしも相続人の利益のために遺言執行をするわけではない、ということから、相続人の代理人としてではなく、当事者として訴訟追行をする、という理解が支配的となっており⁽²⁾、判例も、同様であった（大判明治36年2月25日民録9輯190頁、最判昭和31年9月18日民集10巻9号1160頁、最判昭和43年5月31日民集22巻5号113頁）。そして、平成30年法律第72号による改正も、このような理解を後押しするものと解す

-
- (1) 中川善之助＝加藤永一編集『新版注釈民法（28）相続（3）§960～1044』（有斐閣、1988年）338-339頁〔泉久雄〕。
 - (2) 三ヶ月章『民事訴訟法』（有斐閣、1959年）186頁、兼子一ほか『条解民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2011年）163頁〔新堂幸司＝高橋宏志＝高田裕成〕、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔2版補訂版〕』（有斐閣、2013年）272頁、小島武司『民事訴訟法』（有斐閣、2013年）243頁、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔8版〕』（弘文堂、2015年）265頁〔松本博之〕。なお、中川善之助編『註釋相続法（下）』（有斐閣、1955年）170-171頁〔山木戸克己〕は、遺言執行者は、遺言者（ただし実質は相続財産）の代理人であると見る。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について
ることができる⁽³⁾。

以上のように、遺言執行者は当事者として訴訟追行をする、ということ自体は前提としてよいと思われるが、いかなる資格に基づき当事者となるか、という点は必ずしも十分に詰められていない⁽⁴⁾。法定訴訟担当という理解が一般的であると考えられるが、誰を被担当者として想定しているかは明らかではないし、固有適格という可能性も完全には排除されていない。

(ウ) 検討されるべき課題

遺贈がなされると、相続開始時に遺贈の目的物の所有権は、受遺者に物権的に移転する。いわゆる相続させる遺言の場合も、その対象物の所有権は、相続させる遺言により、その物を相続することになった相続人（以下「受益相続人」という。）が、相続開始時に、取得することになる。

そうすると、受遺者および受益相続人（以下あわせて「受遺者等」という。）は、物権的に自らに移転した物についての物権的請求権を行使し得ることになる。例えば、遺贈の目的物について相続人が相続登記を備えているという場合、受遺者は、その抹消登記を求めて訴えを提起することが可能になると考えられるのである。もっとも、遺言執行者がある場合には、遺言執行者が、遺言の執行の準備として、抹消登記を求めて訴えを提起することとも考えられる。その結果、被告は、受遺者等と遺言執行者の双方の訴えに応訴しなければならないのだろうかという問題が生ずる。もっとも、この問題

(3) 学説では、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 I [3 版]』（日本評論社、2021 年）399 頁、長谷部由起子『民事訴訟法 [4 版]』（岩波書店、2024 年）159-160 頁が、判例では、最判令和 5 年 5 月 19 日民集 77 卷 4 号 1007 頁が従来の理解を踏襲する。

(4) 岡成玄太「遺言執行者の訴訟上の地位・権限」法時 93 卷 11 号（2021 年）35 頁を参照。なお、同論文 37-38 頁が指摘するように、遺言執行者を管理財産の代理人と見るのが適当な場面も想定し得るが、本稿では、このような場面は考察の対象とはしない。

に対して、これは不当であるから、遺言執行者が訴えを提起し、敗訴した場合、その既判力が受遺者等に拡張されることにより、被告は二重応訴の負担を回避し得る、と答えたとする、何故、既判力が拡張するか、という別の問題が生ずる。そして、この論点は、遺言執行者はどのような資格で当事者適格を認められるか、という上述の問題とも関わる。そこで、このような問題群について一貫した考え方に基づいて一定の解決を与えることができないか、という点が検討課題として浮かび上がる。

ところで、以上のように、遺言執行者と受遺者等の双方が同一の目的の訴えを提起し得るとすれば、被告となるべき者の側から、機先を制して、遺言執行者または受遺者等に対して例えば遺言無効確認請求訴訟を提起することも想定される。このような場合、遺言執行者と受遺者等のうち一方を被告とする訴えに係る判決の既判力が他方に拡張しないとすると、遺言執行者と受遺者等の一方のみを被告として、訴えを提起し、判決を得たとしても、紛争の処理としては不足があるということになり得る。しかし、複数の者を被告として訴えを提起することを原告に促すような制度設計とするならば、訴訟の複雑化が生じ得るとともに、原告の側に負担を課すことにもなる。そこで、この場合に関しても、一貫した考え方に基づいて一定の合理的な解決を与えることが検討課題になると考えることができる。

(エ) 叙述の順序

以上のように、本稿は、①遺言執行者または受遺者等が原告として、遺言の内容に抵触する状況を是正するために相続人その他の第三者に対して訴えを提起する場合についての合理的な処理と、②相続人その他の第三者が、遺言の内容に抵触する状況を維持するために遺言執行者または受遺者等に対して遺言無効確認請求訴訟または遺言無効を前提とする法律関係の確認請求訴訟を提起する場合についての合理的な処理を検討課題とする。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について

かかる検討課題に取り組むための叙述の順序は以下の通りである。まず、2では、遺言執行者と受遺者等の当事者適格を中心として、判例の状況を概観する。次に、3では、判例を前提としつつ遺言執行者と受遺者等の原告適格の性格を可能な限り明らかにした上で、学説における議論を踏まえて上記①の課題について若干の検討をする。そして、4では、遺言執行者または受遺者等が被告となる場合に関する判例と学説の状況を踏まえつつ、上記②の課題について若干の検討をする。最後に、5では、検討の結果を確認するとともに、残された課題についても触れる。

2. 遺言執行者と受遺者等の当事者適格に関する判例の概観

(ア) 対象とする判例

以下、遺言執行者と受遺者等の当事者適格に関する判例を概観する。その際、対象となるのは、専ら最上級審の判例であり、下級審裁判例については、必要に応じて注で言及するに止める⁽⁵⁾。

(イ) 遺贈における受遺者からの移転登記請求

不動産の特定遺贈がなされた場合であって、遺言執行者があるときは、受遺者からの所有権移転登記手続請求訴訟の被告適格を持つ者は、遺言執行者に限られる（大判昭和15年2月13日大審院判決全集7輯16号4頁，最判昭和43年5月31日民集22巻5号113頁，最判昭和51年7月19日集民118号315頁）⁽⁶⁾。

-
- (5) 最上級審の判例についての包括的な検討としては、中淳一「民法1012条・1013条（遺言執行者と相続人の処分権喪失）」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年Ⅳ』（有斐閣1998年）316-329頁などが、下級審裁判例も含めた包括的な検討をするものとしては、蛭川明彦「遺言執行者の当事者適格」判タ1169号（2005年）87-97頁，柳勝司「判例に現れた遺言執行者の遺言執行行為」名城法学55巻4号（2005年）103頁，56巻2号（2006年）97頁，56巻4号（2007年）107頁がある。
- (6) 平成30年民法等（相続法）改正により、判例の趣旨は、民法1012条2項に反

受遺者に対抗要件を具備させることは、遺言の執行に必要な行為であるところ（大判昭和11年6月9日民集15巻1029頁）、遺言執行者がある場合は、遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有するとともに（民法1012条1項）、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない（民法1013条1項）、ということが理由とされる。なお、遺言執行者がなければ、受遺者に対する所有権移転登記手続義務は、相続人が負うことになるので、この場合の遺言執行者は、相続人を被担当者とする法定訴訟担当であるということになる（最判昭和51年7月19日民集30巻7号706頁（以下、この判決を「前掲・最判昭和51年」という。）参照）。

（ウ）遺言の内容の実現を妨げる登記がある場合

A) 遺贈の場合

遺贈の目的物について被相続人から相続人に対する相続登記がなされることがある（さらに相続人から相続人外の第三者に譲渡されることもあるが、ここでは相続登記がなされた局面に限定する）。このような場合、遺言執行者に、当該相続人に対する抹消登記手続請求訴訟の原告適格を認めるのが判例である（大判明治36年2月25日民録9輯190頁、前掲・大判昭和15年）⁽⁷⁾。包括遺贈の場合に関しても同様とされる（最判令和5年5月19日民集77巻4号1007頁）⁽⁸⁾。

映されることとなった。堂蘭幹一郎＝野口宣大編著『一問一答新しい相続法〔第2版〕』（商事法務、2020年）114頁参照。

- (7) 死因贈与に関しても、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定が準用されること（民法554条）を理由に、死因贈与執行者にも、死因贈与の実現を妨げる登記抹消登記手続請求訴訟の原告適格を認めるものとして、東京地判平成19年3月27日判時1980号98頁がある。
- (8) 遺産の割合の一部を受遺者に与える割合的包括遺贈にあつては、包括受遺者は、相続開始と同時に共同相続人および他の包括受遺者と共同所有関係に入り、それによって遺言の内容は実現されるので、遺言執行を要しない、という理解も想定することができ、この方向での下級審裁判例もある（名古屋地判昭

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について

ところで、不実の登記の抹消登記手続請求については、判例は、受遺者自身にも原告適格を認める（最判昭和62年4月23日民集41巻3号474頁⁽⁹⁾）。遺言の効力発生により、受遺者には所有権が移転するので（大判大正5年11月8日民録22輯2078頁、前掲・大判昭和15年）、受遺者は、自らの所有権に基づく抹消登記手続請求をなし得るということである。

B) 相続させる遺言（特定財産承継遺言）の場合

「相続させる遺言」とは、遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人または数人に承継させる旨の遺言を指す。民法1014条2項では「特定財産承継遺言」と呼ばれるので、以下、「特定財産承継遺言」という。

不動産に係る特定財産承継遺言においては、特段の事情がない限り、何らの行為を要せずして、当該不動産は、被相続人の死亡の時に直ちに相続により、当該不動産を承継するとされた受益相続人に承継される（最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁）。そして、特定財産承継遺言における不動産の取

和59年5月29日判タ532号209頁)。もっとも、割合的包括遺贈の場合も、遺贈を原因とする権利の移転登記については、遺言執行者と受遺者の共同申請となるとされる以上（昭和33年4月28日民事甲第779号民事局長心得通達、東京高決昭和44年9月8日判タ239号163頁）、（とりわけ遺産分割により財産の帰属が定まった後の登記申請を想定しつつ）、遺言執行を全く要しないということはないとも指摘されている（中川＝加藤編・前掲注（1）319頁〔泉久雄〕、山口純夫「遺言執行者の職務権限」奥田昌道先生還暦記念『民事法理論の諸問題（下）』（成文堂、1995年）549頁、梶村太市「遺言執行者の選任と職務権限」梶村太市＝雨宮則夫編『現代裁判法大系（12）〔相続・遺言〕』（新日本法規、1999年）363頁、松尾知子「遺言執行者による遺言執行」久貴忠彦編集代表『遺言と遺留分（1）〔第3版〕』（日本評論社、2020）449-450頁）。小川恵・新・判例 Watch 34号（2024年）119-120頁は、包括遺贈に係る前掲・最判令和5年の判断も、以上の理解を前提としたものと理解する。

- (9) この判決は、受遺者が遺贈の目的の所有権を取得した旨を主張して、仮処分申請をすることを認める最判昭和30年5月10日民集9巻6号657頁を引用する。

得は、相続を原因とするものであるから、受益相続人は、単独で、被相続人から受益相続人への所有権移転登記の申請をすることができる（不動産登記法61条）。また平成30年法律第72号による民法改正により、遺言執行者が、単独で被相続人から受益相続人への所有権移転登記を申請することができることも明らかにされた（民法1014条2項）⁽¹⁰⁾。

もっとも、受益相続人への所有権移転登記がなされる前に、他の相続人が遺言に係る不動産について所有権移転登記を備えてしまい、遺言の内容の実現が妨害される状態が生ずることはある。このような場合、遺言執行者は、かかる妨害を排除するため、所有権移転登記の抹消登記手続を求めることができる、とするのが判例である（最判平成11年12月16日民集53巻9号1989頁）。

C) 請求できる登記の内容

先述の通り、特定財産承継遺言の場合、遺言執行者は、遺言の内容の実現の妨げとなる登記の抹消登記手続を請求することができるが、それに加えて、受益相続人への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めることもできる、とするのが判例である（前掲・最判平成11年）。登記の抹消のみを認め、受益相続人への移転登記は別途登記申請を要求するというのは迂遠であり、受益相続人への登記申請までの妨害事態も発生しやすいことから、便宜上認めたものと解されている⁽¹¹⁾。遺贈において同様の処理を認める判例は見当たらないが、異なる扱いとする理由に乏しいことから、遺贈においても同様の処理が認められる可能性は高いと解される。

ところで、前掲・最判平成11年は、受益相続人自身が、自身への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めることができること

(10) 堂蘭=野口・前掲注(6)116-117頁。

(11) 河邊義典・最判解説平成11年度(下)(2002年)1011頁。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格については当然の前提としているように見受けられる。つまり、受益相続人は、遺言執行者を介在させないで、遺言の内容を実現することができるのである。

遺贈における受遺者にも同じ処理を認める判例は見当たらず、むしろ、受遺者からの所有権移転登記手続請求の被告適格を有する者は遺言執行者に限られるとする前掲・最判昭和43年等は、このような処理を否定していると読むのが自然である。実際のところ、遺贈の場合に特定財産承継遺言の場合と同じ処理を認めることには問題が多い。特定財産承継遺言においては、被相続人から受益相続人への所有権移転登記手続は、受益相続人の単独申請によるとされているので（最判平成7年1月24日判タ874号130頁）、遺言執行者の介在なしに遺言の内容が実現されることも想定範囲内であるといえそうであるが、遺贈の場合は異なる。被相続人から受遺者に対する所有権移転登記は、遺言執行者と受遺者の共同申請によるとされており、遺言執行者を介在させないで遺言の内容が実現されることは予定されていないと考えられるからである。そうすると、不実の登記がある場合、受遺者は、その抹消登記手続を請求することはできるが、真正な登記名義の回復を原因とする自身への所有権移転登記手続を請求することはできない、という余地もなおありそうである⁽¹²⁾。

D) 相続分の指定の場合

遺言により相続分の指定がなされたにもかかわらず、これに抵触する登記がなされたという場合、遺言執行者は、かかる登記の抹消登記手続を請求し得ないというのが判例である（前掲・最判令和5年）。理由としては、①相続

(12) 福永有利「遺言執行者の訴訟追行権—その根拠と範囲—」同『民事訴訟当事者論』（有斐閣、2004年）380頁（初出、1988年）、高橋宏志「遺言執行者の当事者適格」福永有利先生古稀記念『企業紛争と民事手続法理論』（商事法務、2005年）91-92頁、山本弘「遺言執行者の当事者適格に関する一考察」谷口安平先生古稀祝賀『現代民事司法の諸相』（成文堂、2005年）29頁。

分の指定がされた場合も、共同相続人が相続開始の時から各自の相続分の割合で相続財産を共有し、遺産分割により相続財産に属する個々の財産の帰属が確定されること、②相続分の指定を受けた共同相続人は、相続財産である不動産について、不動産登記法 63 条 2 項に基づき、単独で指定相続分に応じた持分の移転登記手続をすることができること、③平成 30 年法律第 72 号の施行日前に開始した相続については、上記共同相続人は、その指定相続分に応じた不動産持分の取得を登記なくして第三者に対抗することができるから（最判平成 5 年 7 月 19 日集民 169 号 243 頁）、遺言執行者をして速やかに上記共同相続人に上記不動産持分の移転登記を取得させる必要があるとはいえないこと、が挙げられている。

もっとも、②③は、遺言執行者による抹消登記手続請求が認められる特定財産承継遺言でも妥当していたものであるから（③については、平成 30 年法律第 72 号施行前には、最判平成 14 年 6 月 10 日家月 55 卷 1 号 77 頁が妥当していた）、結論を支える理由としては、①が重要であるということになろう⁽¹³⁾。そこで、①を敷衍し、個々の財産の帰属は遺産分割により確定する以上、共同相続人に対してしかるべき所有権移転登記を取得させることが遺言執行者の職務権限に属するとすると、遺産分割まで、遺言執行者は常に管理保全の職務を負うことになるが、相続財産の費用負担において（民法 1021 条）そこまでの継続性を予定すべきでないことが理由になっているとも指摘される⁽¹⁴⁾。

なお、平成 30 年法律第 72 号により、相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないとされた（民法 899 条の 2 第 1 項）⁽¹⁵⁾。その結果、同法施行後は、上記の

(13) 中本香織・判例秘書ジャーナル HJ 100183（2023 年）7-8 頁、平野秀文・ジュリ 1591 号（2023 年）82-83 頁。

(14) 平野・前掲注（13）82-83 頁

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について理由③は、妥当しないことになることから、前掲・最判令和5年により提示された扱いが維持されるかは不透明である。もっとも、上述の通り、③は主たる理由ではなかったこと、特定財産承継遺言の場合には、遺言執行者は受益相続人が対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる旨が明文で定められたのに対して（民法1014条2項）、相続分の指定の場合には特段の定めは置かれなかったことに鑑みると、前掲・最判令和5年の提示する扱いが維持される可能性が高そうである⁽¹⁶⁾。

(エ) 不動産の占有に関する遺言執行者の当事者適格

不動産の遺贈ないし特定財産承継遺言においては、不動産の占有を受遺者等に取得させることも遺言の執行に必要であるか、という点が問題となる。

この問題については、不動産の特定財産承継遺言に関して「遺言執行者があるときでも遺言書に当該不動産の管理及び相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情がない限り、遺言執行者は、当該不動産を管理する義務や、これを相続人に引き渡す義務は負わない」と述べた判例がある（最判平成10年2月27日民集52巻1号299頁）。

同判決で具体的に問題となったのは、特定財産承継遺言の対象不動産についての賃借権確認請求訴訟の被告適格を有する者は誰であるか、であり、同判決では、遺言執行者ではなく、受益相続人とされた。遺言執行者は被告適格を有しない、とされたことについては、特段の事情がない限り、遺言執行者には、賃借権を主張する者に対して引渡しを請求する原告適格は認められないのであるから、このような紛争を想定した上で、遺言執行者を被告として賃借権確認請求訴訟を提起する利益はない、と説明できる。同様に、受益相続人は被告適格を有するとされたことについては、受益相続人

(15) 同条については、堂蘭＝野口・前掲注(6)160-161頁を参照。

(16) 中本・前掲注(13)12頁。

は、被相続人の死亡により特段の手続を経ることなく不動産の所有権を取得し、それをもって賃借権を主張する者に対して種々の請求をする原告適格が認められるから、このような紛争を想定した上で受益相続人を被告として賃借権確認請求訴訟を提起する利益が認められる、と説明できる⁽¹⁷⁾。なお、前掲・最判平成10年は、直接は、特定財産承継遺言に関するものではあるが、その説示は、不動産の特定遺贈にも妥当すると解される⁽¹⁸⁾。

ところで、判例上は、不動産に係る遺贈、特定財産承継遺言に関しては、受遺者等に対する所有権移転登記を取得させることは、遺言執行者の職務とされるのに対して、受遺者等に当該不動産を引き渡すことは、特段の事情がない限り、遺言執行者の職務ではない、ということになるが、このような違いは遺言者の通常の意味によって説明ができる、と指摘される⁽¹⁹⁾。受遺者等に対する所有権移転登記を取得させることを望まない遺言者は通常考えられないが、不動産の占有を受遺者等に取得させる意思があるか否かは、遺言者自身現在の占有者を適法な占有権原に基づくものと認めているか否かによる面があり、一概にはいえない、というのである⁽²⁰⁾。

(オ) 遺言の有効性に係る訴訟の当事者適格

判例によれば、相続人による、遺言無効の主張に基づく共有持分確認請求については、遺言執行者に被告適格が認められる（前掲・最判昭和31年）。原告が敗訴すれば、遺贈の目的物は、すべて遺言により受遺者に帰属したものととして執行されることになるので、相続人には遺言執行者に対して共有持分

(17) 八田卓也・法政66巻3号（1999年）422頁の分析も参照。

(18) 野山宏・最判解説平成10年度（上）（2001年）232頁。

(19) 野山・前掲注（18）232-233頁。

(20) なお、平成30年法律第72号改正により、遺贈義務者は、遺贈の目的物を相続開始の時の状態で引き渡す義務を負うと定められたことから（民法998条）、遺贈に関しては、再検討の必要があるかもしれない（岡成・前掲注（4）38-39頁参照）。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について権の確認を求める利益がある、という理由による。先述のように、相続人が相続登記をした場合、遺言執行者には、その抹消登記手続請求をする原告適格があるので、相続人から、先んじて、遺言無効に基づく共有持分権の確認を求める利益がある、という趣旨と解される⁽²¹⁾。なお、遺言無効確認請求について、特段の理由を付さず遺言執行者の被告適格を認める判例もあるが(前掲・最判昭和51年)、これも同趣旨と見ることができる⁽²²⁾。

関連して、遺言執行者がある場合、相続人による遺言無効確認請求または遺言無効を前提とする共有持分権確認請求について受遺者等にも被告適格が認められるか、ということも問題になる。これに明確な回答を示す判例は見当たらない⁽²³⁾。先述のように受遺者等による相続人に対する抹消登記手続請求が認められることに鑑みると、相続人から先んじて受遺者等に対して遺言無効確認請求訴訟や遺言無効を前提とする共有持分権確認請求訴訟を提起することは認められるということになりそうであるが⁽²⁴⁾、遺言執行者と受遺者等の被告適格が並存するという状況に合理性があるか、という点は検討を要する⁽²⁵⁾。

受遺者等を被告とする遺言無効確認請求訴訟において遺言執行者は原告適格を有するか、という点も問題になる。判例は、これも肯定していると評価されることが多いが、その際引用される判例は、遺言無効確認請求訴訟を提

(21) 山木戸勇一郎「確認の訴えにおける遺言執行者の被告適格について」慶應法学28号(2014年)395-396頁。八田・前掲注(17)423-424頁の分析も参照。

(22) 山木戸・前掲注(21)396-397頁。

(23) 前掲・最判昭和31年は、遺言執行者の被告適格を認めたものであるが、受遺者の被告適格を否定するものであるか否かという点はブランクであろう。納谷廣美「遺言執行者の訴訟上の地位」法論53巻3=4号(1981年)79-80頁も、そのような読み方をしているようである。なお、下級審裁判例では、受遺者に被告適格を認めるものがある(高松高判昭和31年7月5日下民集7巻7号1764頁、東京地判昭和59年4月27日判時1145号75頁)。

(24) 山木戸・前掲注(21)398頁。

(25) 山木戸・前掲注(21)398-406頁が詳細な検討を加える。

起したことが、遺言執行者の解任事由になるわけではないとするものであり（大判昭和2年9月17日民集6巻501頁）、遺言執行者の原告適格の問題とはやや距離がある。

（カ）相続人による受遺者への所有権移転登記手続の抹消登記手続請求

受遺者に対して所有権移転登記手続がなされた後、相続人から遺言無効を主張して、当該登記の抹消登記手続が請求される場合、被告適格は、遺言執行者ではなく、当該受遺者にのみ認められる、というのが判例である（前掲・最判昭和51年）。（a）「遺言執行者において、受遺者のため相続人の抹消登記手続請求を争い、その登記の保持につとめることは、遺言の執行に関係ないことではないが、それ自体遺言の執行ではないし、」（b）「一旦遺言の執行として受遺者宛に登記が経由された後は、右登記についての権利義務はひとり受遺者に帰属し、遺言執行者が右登記について権利義務を有すると解することはできないからである。」と説明される。

（b）は、これ自体としてはその通りであるが、訴訟物は、当該登記についての受遺者の義務であって、遺言執行者は受遺者の法定訴訟担当として被告とされているにすぎない、と原告の訴えを理解する余地が残る以上、これのみで結論を支えるには不十分であろう。もっとも、この点は、登記の保持は、それ自体遺言の執行ではないとする（a）が補っているとも考えられる。登記の保持は、遺言の執行ではない以上、遺言執行者に、登記請求訴訟において訴訟担当の資格で被告適格を認めることはできない、という論理である。

3. 遺言執行者と受遺者等の原告適格の競合

（ア）遺言執行者と受遺者等の原告適格の性質—判例を前提として

判例によれば、遺言の内容の実現を妨げる登記がある場合、遺言執行者も

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について受遺者等もその抹消等を求める訴えの原告適格を認められる。そこで、両者の関係が問題となる。

受遺者等については、遺言により自らに帰属した所有権に基づいて抹消登記手続を求める訴えを提起しているとする見方はないであろう。権利主体として原告適格を認められている、という理解である⁽²⁶⁾。

他方、遺言執行者に関しては、様々な理解があり得る。まず、この場合における訴訟物である登記請求権自体の性質がはっきりしない⁽²⁷⁾。可能性としては、①遺言執行者固有の請求権である⁽²⁸⁾、②遺言の効力発生により受遺者等に物権的に移転した所有権に基づく登記請求権である⁽²⁹⁾、③相続人に帰属する登記請求権である⁽³⁰⁾、という3通りが考えられるところ、遺言執行者は、①であれば自ら権利主体として訴訟追行することになるが(権利主体構成)、②であれば受遺者等を被担当者とする法定訴訟担当として訴訟追

(26) いわゆる権利主体構成である。権利主体構成、固有適格構成、訴訟担当構成という用語法については、八田卓也「入会集団を当事者とする訴訟の形態」法時85巻9号(2013年)23頁を参照。

(27) 岡成・前掲注(4)35頁。

(28) 必ずしも明らかではないが、鈴木禄弥『相続法講義』(創文社、1986年)136頁の記述はこのようなニュアンスに読める。上野雅和・民商123巻2号231-232頁も①の理解に近い。

(29) 山本・前掲注(12)30頁。

(30) 内田恒久「相続させる遺言における遺言執行者について」公証125号(1999年)17頁は、遺言執行者は、遺言の誠実な履行義務者たる相続人の立場でそのなすべき行為をする、と述べる。遺言執行者がある場合とない場合をパラレルに捉える考え方であり、魅力的であるが、詰めるべき点を残しそうである。第1に、相続人に抹消登記手続請求権が帰属することがこの理解の前提であるが、この実体法上の性格が必ずしも明らかではない。遺言の執行に必要な範囲で特に認められた請求権と理解することになろうか。第2に、相続人が1人であり、その相続人が遺言の内容の実現を妨げる登記の名義人であるという場合、その抹消登記手続請求権は誰に帰属するか、が明らかではない。内田・前掲14頁は、相続人は、遺言の忠実な履行義務者としての立場と、独立した権利主体として自己の権益を追及する立場を併有すると論じており、この点に鑑みると、前者の人格から後者の人格への請求権を観念することになろうか(内田・前掲76-77頁も参照)。

行をする、という理解（②受遺者等の法定訴訟担当）と、固有の適格に基づき訴訟追行するという理解（②固有適格）⁽³¹⁾の双方があり得る。③においても、遺言執行者は、相続人を被担当者とする法定訴訟担当として訴訟追行をする、という理解（③相続人の法定訴訟担当）⁽³²⁾と、固有の適格に基づき訴訟追行するという理解（③固有適格）の双方が考えられる。

この点、遺言執行者を当事者とする訴訟における判決の効力が、訴外の受遺者に拡張することを認める前掲・最判昭和31年および「遺言執行者は、遺言に関し、受遺者あるいは相続人のため、自己の名において、原告あるいは被告となる」旨を述べる前掲・最判昭和51年に照らすと、判例は、②受遺者等の法定訴訟担当という理解を採用している、という指摘が有力になされている⁽³³⁾。そこで、この指摘について検討をしよう。

まず、前掲・最判昭和31年については、傍論的な判断であるという点は措くとして⁽³⁴⁾、同判決で判決効の拡張を受けるとされる訴外受遺者は相続人でもあったのであり、相続人の資格において判決効の拡張を受けることを述べたに止まる可能性もある、という点が指摘できる⁽³⁵⁾。次に、前掲・最判昭和51年は、(i) 遺言執行者による相続人に対する抹消登記手続請求訴訟、(ii) 受遺者による遺言執行者に対する遺贈義務履行請求訴訟、(iii) 相続人による遺言執行者に対する遺言無効を原因とする持分確認請求訴訟という3つの類型を挙げた上で、遺言執行者は、「受遺者あるいは相続人のため

(31) 山本・前掲注(12)31-32頁が、判例を離れた上で、提示する法律構成である。

(32) 内田・前掲注(30)77頁。

(33) 山本・前掲注(12)15頁、八田卓也「遺言執行者の原告適格の一局画」井上治典先生追悼論文集『民事紛争と手続理論の現在』（法律文化社、2008年）372-373頁。

(34) 三淵乾太郎・最判解説昭和31年度（1958年）167頁。

(35) 三淵・前掲注(34)167頁も、相続人への判決効の拡張という前提で説明をする。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について」当事者になると述べるに止まることから、遺言執行者は、(i) (ii) (iii) の全てにおいて受遺者のために当事者となると述べたものと断定することはできない。(ii) における被担当者は相続人に限られるといわざるを得ないけれども、受遺者が被担当者となるのは、(i) と (iii) のいずれか一方のみであるという可能性は排除されないのである⁽³⁶⁾。

以上のようなことであるとすると、遺言の内容の実現を妨害する登記の抹消等を求めて訴えを提起する場合、遺言執行者が、法定訴訟担当の資格で当事者になるという理解は、判例上ある程度明確に現れているが、被担当者が、相続人であるか、受遺者等であるかはなお不明確であるといえそうである。なお、前掲・最判昭和 31 年が受遺者に対する判決効の拡張を含意しているか否かも、同様に未確定である⁽³⁷⁾。

ところで、前掲・最判平成 11 年の調査官解説は、特定財産承継遺言に関して、受益相続人の抹消登記請求権の行使は、遺言執行者がする遺言の執行行為としての抹消登記請求とは別物であり、遺言執行者は、遺言者、更にはその承継人である「遺言の誠実な履行義務者としての相続人」に代わって遺言の履行に必要な行為をするものであり、受益相続人の訴訟担当として受益相続人の権利行使を代行するものではない⁽³⁸⁾、と論ずる。③相続人の法定

(36) なお、前掲・大判明治 36 年は、相続人に対する抹消登記手続請求に際して、「遺言執行者ハ…常に其代理人トシテ相続人ノ権利ノミヲ行使スルモノニ非ス」「本件請求ノ如キハ純然タル遺言執行者ノ行為ナリトス」と述べる。この説示は、遺言執行者は、相続人の権利ではなく、自己固有の権利を行使するのであり、訴訟担当ではないということを示唆するものと理解し得るが、ここでは、本判決も、遺言執行者を、受遺者等を被担当者とする法定訴訟担当とは理解していないように見受けられるということのみを確認しておく。なお、注 (39) も参照。

(37) ただし、前掲・高松高判昭和 31 年 (注 (23)) は、相続人から遺言執行者と受遺者に対する遺言無効確認請求訴訟を類似必要的共同訴訟であるとしており、遺言執行者の受けた判決効が受遺者に拡張することを前提としていると見る余地がある。

(38) 河邊・前掲注 (11) 1007 頁, 1011 頁。

訴訟担当という理解が色濃く現れていると見ることができようか⁽³⁹⁾。

なお、以上に確認した通り、判例は、遺言無効確認請求訴訟において遺言執行者は、相続人と受遺者等の双方のために法定訴訟担当となる一方で、遺言の内容の実現を妨害する登記の抹消等を求める訴えにおいては、遺言執行者は相続人のための法定訴訟担当となる、という可能性を排除しないが、このような理解の可能性を認めるに際しては、何故、遺言執行者は、前者の訴訟では受遺者等のために訴訟担当となり得るのに、後者の訴訟では受遺者等のために訴訟担当となり得ないのか、ということが問題になりそうである。難しい問題であるが、後者の訴訟において遺言執行者が受遺者等のために訴訟担当になるとすると、受遺者等に帰属する所有権に基づく物権的請求権を訴訟上行使するというところ、この請求権の行使は、遺贈によって受遺者等に取得された権利の行使であって、遺言の執行とはいえない、と考えることはあり得るように思われる⁽⁴⁰⁾。

(39) ここでは、前掲・最判平成 11 年の調査官解説を、前掲・最判昭和 51 年の説示に引き付けて、相続人を被担当者とする訴訟担当という観点から理解したが、ここで被担当者として想定される相続人は、自己の利益の追求を考慮せざるを得ない現実の相続人ではなく、「遺言の誠実な履行義務者としての相続人」という観念的なものであるから、遺言執行者には、そのような理想の相続人としての権限が直接付与されている、という理解（つまり①の権利主体構成による理解）も十分に可能である。前掲・大判明治 36 年をこのような観点から読むことも可能であろう（注（36）も参照）。なお、通説は、受遺者が、所有権に基づき遺言の履行を妨害する行為の排除を求めることは遺言執行者の権限と矛盾衝突しない、というところ（中川＝加藤編・前掲注（1）322 頁〔泉久雄〕。魚住庸夫・最判解説昭和 62 年度（1988 年）280 頁、山野井勇作・判タ 882 号（1995 年）185 頁も参照。）、前掲・最判平成 11 年の調査官解説は、通説の趣旨を敷衍したものと理解することも不可能ではない。

(40) 福永・前掲注（12）377-379 頁は、遺贈の履行の請求と遺言によって取得した権利に係る義務の履行を求める場合を区別するという考え方を提示しており、この考え方を参考にした。

(340)

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について

(イ) 遺言執行者と受遺者等の原告適格の相互関係—学説を中心として

A) 問題の所在

判例は、遺言執行者は受遺者等を被担当者とする法定訴訟担当として、遺言の内容の実現の妨害となる登記の抹消等を請求することができる、という理解を排除しない。しかし、この理解によると、遺言執行者の受けた判決の効力が受遺者等に及ぶことから、遺言執行者が敗訴した場合、受遺者等の裁判を受ける権利が損なわれる可能性がある⁽⁴¹⁾。

そこで、この問題を解消しようとする、遺言執行者は、受遺者等ではなく相続人を被担当者とする訴訟担当である、という理解を採用することが考えられる。この理解も判例は排除していない。この理解によれば、受遺者等の裁判を受ける権利が損なわれるという問題は回避し得るが、他方で、被告が、遺言執行者と受遺者等の双方から訴えを提起され、二重に応訴の負担を負うという問題が生じ得る。

B) 学説による提案

以上のように、遺言執行者は、相続人と受遺者等のうちいずれのための訴訟担当であると解するにせよ、問題が生ずる。そこで、以下では、かかる問題に関わる主要な学説を紹介する。

第1に、遺言執行者の権限と受遺者等の権限は、実体法的な性質を異にすると論じつつも、双方向的な判決効の拡張を肯定する可能性が検討されている⁽⁴²⁾。これにより被告の二重応訴の負担は解消されるが、問題は判決効の拡張をどう正当化するかである。遺言執行者は、遺言者の意思の体现者であ

(41) 受遺者等への判決効拡張に警戒的なものとしては、小山昇「遺言執行者の地位」同『小山昇著作集(8)』(信山社、1992年)15頁(初出、1979年)、福永・前掲注(12)368頁がある。

(42) 高橋・前掲注(12)90-91頁。

り、受遺者等の権利は遺言者の意思に基礎を置く以上、受遺者等は、遺言執行者の受けた判決効の拡張を甘受すべきであるし、遺言執行者は、自己固有の利益を訴訟に関して特に持たない以上、115条1項4号に照らして、受遺者等の受けた判決効の拡張を甘受すべきである、と論ずる可能性が示唆されている⁽⁴³⁾。

第2に、遺言執行者は、受遺者等に帰属する登記請求権を行使すると論じつつ、遺言執行者は、受遺者等を被担当者とする訴訟担当ではなく、固有の利益に基づいて原告適格を与えられていると把握する見解がある⁽⁴⁴⁾。これによれば、受遺者等の裁判を受ける権利が損なわれることはない。他方、被告の二重応訴の負担の解消に関しては、以下のように論じられる⁽⁴⁵⁾。①登記について固有の利益を持たない遺言執行者の登記請求権は、受遺者等が自ら訴えを提起しない限りにおいて認められる補充的なものである。②遺言執行者による登記請求が認められる場合も、被告は、遺言執行者が受遺者等に訴訟告知をするまでは応訴を拒絶できる。③訴訟告知がなされたにもかかわらず受遺者等が参加しなければ、遺言執行者に対する訴訟追行の授權があったとみて、遺言執行者の受けた判決効を受遺者等に及ぼす。遺言執行者の当事者適格を補充的なものと見るとともに、遺言執行者による当事者適格が認められる場合には、受遺者等に対する訴訟告知により判決効拡張を正当化することで、被告の応訴の煩、受遺者等に対する手続保障の双方に対応しようというものである。

第3に、端的に、受遺者等の原告適格のみを認めるという見解がある⁽⁴⁶⁾。遺言者の意思の尊重は確かに重要ではあるが、受遺者等の意向を無視しては

(43) ただし、高橋・前掲注(12)95頁は、115条1項4号の援用に全面的に賛成ではない、という。

(44) 山本・前掲注(12)30-32頁。

(45) 山本・前掲注(12)32-34頁。

(46) 八田・前掲注(33)386頁。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について遺言内容の円滑な実現もあり得ないのであるから、受遺者等が自ら単独でなし得る行為については、遺言執行者の職務権限の範囲外と解すべきである、とする⁽⁴⁷⁾。そもそも当事者適格の並存を否定することで問題を解決するものである。

C) 従前の学説の評価

まず、第1説に関しては、遺言執行者の権限と受遺者等の権限は、実体法上の性質が異なるという前提を文字通りに理解するならば、そもそもそれぞれの追行する訴訟の訴訟物は異なるのであって、互いに拡張された判決効が作用する前提を欠くのではないか、という疑問が生ずる⁽⁴⁸⁾。また、遺言者の意思に対する受遺者等の依存性を遺言執行者の受けた判決の効力の受遺者等への拡張の根拠としながら、受遺者等の受けた判決の効力の遺言執行者への拡張を認めるのは整合性を欠くとも評価し得る⁽⁴⁹⁾。以上鑑みるに、第1説を直ちに支持することは難しい。

次に、第3説は、議論の運びに無理がないとともに法律関係を単純化し得る点で魅力的であるが、遺言の内容の実現に冷淡にすぎるように思われる。例えば、受遺者等において遺言者の意思を否定するつもりはないが、自ら法的手段を講ずるのは敷居が高いということはあり、また、そのようなことを予想して遺言執行者が指定されることはあり得ると考えられるところ、第3

(47) 解釈論としては、民法1012条1項にいう「遺言の執行に必要な」行為には当たらない、と解することが1つの可能性として提案されている。

(48) 新訴訟物理論の採用により、訴訟物の同一性を基礎付けるという可能性はなくなってしまうように思われるが、その前提として、遺言執行者（受遺者等）が、受遺者等（遺言執行者）の権利を訴訟上行使する余地が認められることの論証が要求されるように思われる。訴訟上行使し得ない権利まで審判の対象であるというのは擬制的にすぎると考えられるからである。

(49) 本間靖規「遺言執行者と訴訟」野田愛子ほか編『新家族法実務大系（4）相続Ⅱ』—遺言・遺留分—（新日本法規，2008年）305頁。

説では、このような場合、遺言執行者による遺言の内容の実現は直ちにはなし得ないということになり、政策判断としての妥当性に懸念が生じ得るのである。

最後に、第2説は、受遺者等に自ら法的手段を講ずることが期待できない場合には、遺言執行者による遺言の内容の実現を認めるが、受遺者等が自ら法的手段を講ずる限り、その訴訟追行が不十分であっても、遺言執行者による遺言の内容の実現には消極的である、という特徴を持つ。第3説よりは穏健であるが、受遺者等による不十分な訴訟追行も受け入れるという限度で遺言の内容の実現に消極的な姿勢を示しているという点では同様の方向性を示すものであり、やはり政策判断としての妥当性に対する懸念を払拭し難い。

ところで、以上に紹介した学説においては、遺言執行者の行使する権利と受遺者等が行使する権利とは異なるという理解の可能性が必ずしも十分に検討されていない憾みがあるということも指摘し得るように思われる。第1説は、このような理解を前提とするものとも受け取り得るが、その立論において、かかる理解に十分な重みが与えられているようには見えない。しかし、すでに述べたように、遺言執行者の行使する権利と受遺者等が行使する権利は異なるという理解が判例上排除されていないとするならば、かかる理解を前提とした検討もある程度はなされるべきであるように思われる。

(ウ) 若干の検討

A) 場合分け

以上見たように学説は、遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するという前提で議論を積み重ねてきているが、遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するわけではない、という理解も現時点では軽視すべきではない。そこで、以下では、B) において、遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するという前提を採用する場合をまず論じ、ついで、C) におい

遺言執行者，受遺者および受益相続人の当事者適格について，遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するわけではないという前提を採用する場合を論ずる。

B) 遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するという前提を採用する場合

遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するというを前提とした上で，従前の学説に対する上述の評価を踏まえるならば，受遺者等において積極的に遺言者の意思を否定する態度に出るのではない限りは，遺言執行者による遺言の内容の実現を積極的に認める方向で議論をすることが考えられる。その大まかな内容は以下のようなものになる。

①遺言執行者の訴訟追行権と受遺者等の訴訟追行権は並存する。②遺言執行者は，受遺者等を被担当者とす法定訴訟担当として，訴訟追行権を認められる。③ただし，訴訟追行権の並存状況に鑑みると，遺言執行者（受遺者等）の受けた判決の効力は，当然には受遺者等（遺言執行者）に拡張するものではない。④もっとも，被告の二重応訴の負担を緩和するためには判決の効力の拡張が必要である以上，それを正当化するため，原告たる遺言執行者（受遺者等）は，受遺者等（遺言執行者）に対して訴訟告知をする義務を負う。⑤そして，訴訟告知がなされなければ，遺言執行者（受遺者等）は原告適格を認められず，その訴えは不適法として却下される。⑥遺言執行者と受遺者等の訴訟追行権は並存する結果，共同原告となった場合には，類似必要的共同訴訟となるが，受遺者等の意思の（限定的な）優先という前提に鑑みて，40条の適用は変則的なものとなる。

以上の規律はかなり込み入ったものであるから，仮に，これを実現するとすれば，立法によるのが望ましい。もっとも，解釈論として論ずるとすれば，民法423条の6を類推することが考えられる。そこで，以下，遺言執行者の訴えが先行する場合と，受遺者等の訴えが先行する場合を分けて具体的

な解釈論の提示を試みる。

(a) 遺言執行者の訴えが先行する場合

類推の基礎 債権者が被代位権利を代位行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について自ら取立てその他の処分をすることを妨げられないとされている（民法423条の5）。このことに鑑みると、債権者代位訴訟が提起されたとしても、債務者は、被代位権利について管理処分権も訴訟追行権も失わないと考えられる。このように、債務者は固有の訴訟追行権を認められる以上、債権者代位訴訟の判決の効力を債務者に拡張し、債務者から訴訟追行権を自ら行使する機会を奪うことは当然には正当化できない⁽⁵⁰⁾。しかし、判決効の拡張がなければ被告は二重に応訴負担を課される可能性がある。そこで、民法423条の6は、原告たる代位債権者に訴訟告知を義務付け、債務者に対して参加をし、自ら訴訟追行権を行使する機会を付与することで、判決効拡張を正当化することとしたと考えられる⁽⁵¹⁾。

以上のように、民法423条の6は、訴訟追行権の並存状況において、被告

(50) 平成29年法律第44号による民法（債権関係）改正前であれば、債権者が、債権者代位権の行使に着手したことを債務者に通知するか債務者においてすでに債権者が代位権の行使に着手したことを了知した場合には、債務者は、被代位権利について管理権を失うという大判昭和14年5月16日民集18巻9号557頁が妥当していたことから、債務者の失った管理処分権は代位債権者に引き継がれ、その結果、債権者代位訴訟における請求棄却判決の債務者への拡張は、（経済的実質は処分と同視されることから）正当化される、という議論が可能であったが、このような議論は、平成29年法律第44号による民法（債権関係）改正後は説得力を喪失したと考えられる。以上の点も含め、伊藤眞「改正民法下における債権者代位訴訟と詐害行為取消訴訟の手続法的考察」金法2088号（2018年）40頁を参照。

(51) 筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答民法（債権関係）改正』（商事法務，2018年）94頁。なお、高須順一「訴訟告知の効力（上）～債権法改正の文脈において～」NBL1063号（2015年）43-44頁は、民法423条の6の訴訟告知には、債務者に自ら権利行使をする機会を与える、という意義もある、と指摘する。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格についてを二重応訴の負担から解放するために、訴訟告知により判決効拡張を正当化するものと解される⁽⁵²⁾。そして、遺言執行者の訴訟追行が先行する場合も、遺言執行者と受遺者等の訴訟追行権は並存しており、当然に遺言執行者の受けた判決効が受遺者等に及ぶとは考えられない中で、被告を二重応訴の負担から解放するために、判決効拡張を正当化する手段が必要であるという点では、債権者代位訴訟と状況は同じである。そうすると、民法 423 条の 6 の類推の基礎が認められるものと考えられる。

訴訟告知が欠けた場合の処理 類推が認められるとして、次に検討されるべきは、訴訟告知がなければ原告適格の欠缺を理由に遺言執行者の訴えは不適法になるという帰結まで、民法 423 条の 6 は支えているか、である。

この点、民法 423 条の 6 は、代位債権者に対して遅滞のない訴訟告知を求めているものの、遅滞のない訴訟告知がなされなかった場合の法律効果を定めていない。したがって遅滞のない訴訟告知が懈怠された場合も、代位債権者による訴えが不適法になることはなく、単に債務者に判決効が拡張しない、という趣旨であるとも理解することができなくはない。しかし、判決効の債務者への拡張が正当化しにくいにもかかわらず、民法 423 条の 6 が、訴訟告知を要求することで、判決効の拡張を正当化しようとしているのは、被告を二重応訴の負担から解放したいからに他ならない。そうであるとすれば、訴訟告知を判決効拡張要件と捉えるのみでは趣旨に合致せず、訴訟要件

(52) 厳密には、訴訟告知のみでは判決効の拡張に十分ではなく、被告告知者の参加が期待できることが要求されるはずである。訴訟告知を受けた者は参加すべきである、とは直ちにはいえないからである（間淵清史「債権者代位訴訟覚え書」民訴雑誌 67 卷（2021 年）36-38 頁も参照）。この点の厳密な論証も将来の課題となるが、遺言の内容の迅速な実現という要請に鑑み、受遺者等にも一定の行動が要求されると考える余地はあろうか。また、遺言執行者の訴訟追行には一定の信頼を置くことができるとすれば、受遺者等による訴え提起の時期選択の利益は重視する必要がなく、参加を要求し得る、ということも可能かもしれない。

であるとする必要がある。学説上も、このように説くのが多数説であると思われる⁽⁵³⁾。したがって、民法 423 条の 6 を類推するという場合には、遅滞のない訴訟告知がない限りは、遺言執行者の訴えは不適法となるということも含めて類推される、ということになる。

(b) 受遺者の訴えが先行する場合

受遺者等の訴えが先行した場合、当該訴えに係る判決は、受遺者等が自ら処分可能な権利関係についてのものであることに鑑みて、その効力は当然に遺言執行者に拡張するという事も考えられなくはない。しかし、遺言者の意思の尊重という観点からは、遺言執行者において参加の機会がない限りは、受遺者等の受けた判決の効力は、遺言執行者には拡張しない、と考えるべきである。そこで、このような帰結を解釈論としてどう導くかが問題となる。

詳細かつ厳密な検討は将来に委ねざるを得ないが、さしあたりは、以下のような議論を想定している。まず、上述の通り、受遺者等には、その訴訟追行の結果である判決の効力に遺言執行者を当然に服さしめることができるほどの地位はなく、その意味で、受遺者等の地位と代位債権者の地位は類似し

(53) 勅使川原和彦「他人に帰属する請求権を訴訟上行使用する「固有」の原告適格についての覚書」伊藤眞先生古稀祝賀『民事手続の現代的使命』（有斐閣、2015年）423-424頁、高須・前掲注（51）45-46頁、山本和彦「債権法改正と民事訴訟法—債権者代位訴訟を中心に—」判時 2327号（2017年）121頁、潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社、2017年）702頁、伊藤・前掲注（50）47-48頁、潮見佳男ほか「民法（債権関係）改正と裁判実務」法の支配 190号（2018年）24-25頁〔岡崎克彦、畑瑞穂、高須順一発言〕、宮川聡「債権者代位訴訟について」甲南法務研究 16号（2020年）78頁等。なお、名津井吉裕「改正民法の債権者代位訴訟で義務化された訴訟告知について」弁護士法人関西法律特許事務所編『民事特別法の諸問題（6）—関西法律特許事務所開設 55周年記念論文集—』（第一法規、2020年）942頁も、法律構成は異なるが、訴え却下という結論自体は支持している。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について
ていると考えられる⁽⁵⁴⁾。次に、受遺者等による訴えの被告は、遺言執行者
による更なる訴えの相手方になる可能性もある、という点で、債権者代位訴
訟における被告の地位に類似している。以上のことから、民法423条の6の
類推により、受遺者等には遺言執行者に対する訴訟告知を要求するととも
に、それにより遺言執行者に対する判決効の拡張を正当化し⁽⁵⁵⁾、被告を二
重応訴の負担から解放するという規律に合理性が認められる。

C) 遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するわけではない、と
いう前提を採用する場合

このような前提においては、遺言執行者の受けた判決の効力が、受遺者等
に作用することはないので、受遺者等の裁判を受ける権利が損なわれること
はない。同様に、受遺者等の受けた判決の効力が遺言執行者に作用すること
もないので、遺言執行者の意思の尊重にも十分に配慮されているとい得

(54) なお、受遺者等は、訴訟物たる権利関係の主体であるという点では、債権者代
位訴訟における債務者と共通しているものの、その受けた判決の効力に遺言執
行者を当然に服さしめることはできない、という点では債務者よりも、代位債
権者に類似する、ということが本文の立論の前提となっている。債務者の受け
た判決の効力は、債権者に反射的に拡張するという伝統的な理解を前提とする
限り（兼子一『新修民事訴訟法体系〔増補版〕』（酒井書店、1965年）385-386
頁。理論構成は異なるが、伊藤真『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣、2023年）
638頁も結論は同じである。）、債務者は、その受けた判決の効力に債権者を服
さしめることができ、これは本稿の想定する受遺者等の地位とは異なるという
趣旨である。ただし、伝統的な理解がどれほど盤石なものであるか、というこ
と自体が問題であり（例えば、三ヶ月・前掲注（2）219頁、斎藤秀夫ほか編
『注解民事訴訟法（2）〔第2版〕』（第一法規、1991年）179頁〔小室直人＝東
孝行〕参照）、この結論次第では、本文のものとは別の議論を検討する必要が
生じよう。

(55) ここでも訴訟告知のみでは判決効の拡張を正当化するのに不十分であり、遺言
執行者は参加すべきである、ということを論証する必要がある。この点の厳密
な論証も将来の課題であるが、遺言執行者には遺言の内容を早期に実現するこ
とが期待されるということから、参加すべき立場にあるという帰結を導く余地
がありそうである。

る。しかし、他方で、被告の二重応訴の負担には全く配慮がなされていない。そこで、この点については、理論上は、何らかの手当が必要であると考えられる。

もっとも、互いに行使する権利が異なる以上、判決効の拡張という論理は、ここでは十分な役割を果たさない。また、被告から、受遺者等と遺言執行者のうち原告となっていない者に対して消極的確認訴訟を提起しつつ、併合審理を求めるといふ処理は可能であろうが、被告にこのような提訴責任を課すことが適切であるとは直ちにはいい難い。そうすると、原告に対して受遺者等と遺言執行者のうち原告となっていない者を訴訟に引き込む責任を課すということが想定されるが、解釈論として論じるのは容易ではない。具体的な規律としては、民法423条の6のような訴訟告知義務と、人事訴訟法25条等が想定する失権効との組み合わせが想定されようが、最終的には、立法が要求される可能性が高そうである。

D) 小括

ここでは、遺言執行者が受遺者等に帰属する権利を行使するという前提(P)を採用した場合と、遺言執行者は受遺者等に帰属する権利を行使するわけではないという前提(Q)を採用した場合の双方を検討した。その結果として、以下の2点を指摘することができそうである。

第1に、受遺者等に帰属する権利の行使まで遺言の執行といい得るか、という点に疑問が残ることは否定できず、この意味では、(Q)から議論をすることに合理性を認め得る。もっとも、第2に、(Q)を出発点として、被告を二重応訴の負担から解放する解釈論を構築することにはかなりの困難が見込まれる一方、(P)を採用するならば、解釈論上の可能性を見出しやすい。

その上で、いずれの前提を採用するのが適切であるかは、残された課題と

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について
いうことになるが、被告の二重応訴の負担という問題が現実にとりだけの重
みを持つか、という点は1つのポイントとなりそうである⁽⁵⁶⁾。これがそう
切実な問題ではないのであれば、遺言の執行という概念の自然な意味に忠実
な(Q)を採用することに大きな問題はないと考えられるのに対して、切実
な問題であるとすれば、(P)の必要性が高まると考えられるからである。

4. 遺言執行者と受遺者等の被告適格に関する従来の議論状況と若干 の検討

(ア) 従来の議論状況の概観

判例は、遺言無効確認請求訴訟の被告適格を遺言執行者に認める(前掲・
最判昭和31年、前掲・最判昭和51年)。他方、遺言執行者がある場合における
受遺者等の被告適格については、すでに述べたように肯定される可能性もな
くはないが、直接の判例はない。

学説上は、受遺者等の被告適格も肯定する見解⁽⁵⁷⁾と遺言執行者のみに被
告適格を認める見解⁽⁵⁸⁾がある。なお、後者の見解を採用する場合、遺言執

(56) 他方で、岡成・前掲注(4)41頁は、遺言執行者の訴権は、受遺者等の私的利
益に還元されない遺言の実現という利益を基礎とするものであることから、被
告が二重応訴を強いられるのは当然であるという政策判断もあり得ると論ず
る。(Q)は、かかる政策判断とも親和的であると評価し得るが、やや観念的
な議論であり、これにより被告の二重応訴の負担を当然のものとも言い得る
か、という点はなお検討を要しよう。

(57) 高野芳久「遺言無効確認の訴えの適否等」判タ688号(1989年)362-363頁。
森野俊彦「遺言無効確認訴訟」梶村=雨宮編・前掲注(8)287頁も場面を限
定して受遺者等の被告適格を認める。

(58) 島津一郎ほか編『新版相続法の基礎』(青林書院新社、1981年)317-318頁
〔栗原平八郎〕は、遺言執行者がある場合は、受遺者等を相手に遺言無効確
認を求める利益は認めがたいという。なお、福永・前掲注(12)368-369頁も、
被告適格は遺言執行者に限り認められるというが、福永説において主として想
定されているのは、受遺者等の提起する遺言有効確認請求訴訟である。この場
合、遺言執行者を被告とすれば、相続人にも判決効が及ぶことになる以上(民
訴115条1項2号)、相続人にも被告適格を認めた上で、相続人において既判

行者の受けた判決の効力は、受遺者等に拡張するという規律が伴う必要がありそうである。判決効の拡張を前提としなければ、受遺者等を当事者とする訴訟において、前提問題として遺言の有効性に関する争い直しができてしまうからである⁽⁵⁹⁾。判例にも、受遺者への判決効拡張を肯定していると理解し得るものがあることはすでに述べた（前掲・最判昭和31年）。

しかし、遺言無効確認請求訴訟において、受遺者等に対する判決効の拡張を前提として遺言執行者にのみ被告適格を認めることについても問題が指摘される⁽⁶⁰⁾。第1に、被相続人から受遺者等に対する所有権移転登記が備えられている場合に、相続人が、遺言無効確認と抹消登記手続の双方を請求しようとするれば、遺言執行人と受遺者等を共同被告とする必要があるとともに、共通の争点である遺言の有効性に限って40条を適用されることになり、訴訟関係が複雑となる。第2に、相続人が、受遺者等に対する抹消登記手続請求訴訟で勝訴した後、遺言執行者に対する遺言無効確認請求訴訟で敗訴した場合には、整合性のある処理が困難となる。第3に、相続人が、遺言執行者に対する遺言無効確認請求訴訟で勝訴してしまうと、受遺者等は、相続人に対する後訴において、既判力を及ぼされることとなり、手続権が害される。

以上の問題のうち、第1、第2の問題は、遺言無効確認請求訴訟に係る遺言執行者と受遺者等の被告適格を并存させることで緩和される可能性がある。まず、相続人は、受遺者等のみを相手に、登記請求と遺言無効確認請求

力の抵触が生じないようにするためには、相続人の受けた判決の効力が遺言執行者に及ぶとする必要があるところ、これは民法1013条1項に反するのであるから、相続人の被告適格は否定するほかはない、というのである。他方、福永説では、相続人による遺言執行者に対する遺言無効確認請求訴訟の判決の効力の受遺者等への拡張は否定的に解されているから（福永・前掲注（12）369頁）、こちらについては、本来は別論ということになりそうである。

(59) 山木戸・前掲注（21）400-401頁。

(60) 山本・前掲注（12）19-21頁。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格についてを定立することもでき、このような選択が取られた場合⁽⁶¹⁾、40条の適用が問題になることもなく、第1の問題は生じない⁽⁶²⁾。次に、第2の問題についても、受遺者等との関係で、登記請求と遺言無効確認請求を定立することが可能であれば、あえて、遺言執行者に対する遺言無効確認請求の後訴を提起しなければならない状況は減少すると考えられる。もっとも、遺言執行者の受けた判決効の受遺者等への拡張を認める以上、第3の問題は残らざるを得ない⁽⁶³⁾。

そこで、学説上は、判例とは異なり、遺言無効確認請求訴訟の被告適格は、遺言執行者がある場合であっても、受遺者等にのみ認めるのが適切である、という主張が有力になされることになる⁽⁶⁴⁾。遺言の有効性は、受遺者等との関係で確定していなければ紛争の終局的解決に結びつかない一方、遺言執行者の受けた判決効の受遺者等への拡張は正当化し難いことが論拠とされる。

(イ) 若干の検討

有力説は、議論として自然であるとともに、法律関係を単純化し得るという点で魅力的である。しかし、1つの遺言には複数の受遺者等、複数の物件が関係することがあることに鑑みると、遺言執行者に対する遺言無効確認請求訴訟のみで一挙に遺言の有効性を確定し得ることに一定の意義があることも否定できない⁽⁶⁵⁾。そして、かかる意義を重く見るならば、判決効拡張を伴う遺言執行者に対する訴えを許容しつつ、受遺者等を被告とする訴えも許

(61) 相続人としては、遺言の最終的な履行先である受遺者等との間で、遺言の有効性を確定させれば紛争の解決として十分であるから、このような選択をすることには合理性が認められる。

(62) 山木戸・前掲注(21)403-404頁。

(63) 山木戸・前掲注(21)404頁。

(64) 山本・前掲注(12)34頁、山木戸・前掲注(21)404-406頁。

(65) 田尾桃二・最判解説昭和51年度(1979年)283頁。

容する，という処理も一定の合理性を主張し得ることになろう⁽⁶⁶⁾。相続人としては，上記第1，第2の問題と判決効拡張の必要性を比較衡量の上で，遺言執行者と受遺者等のいずれを被告とするか等を決めることになる。

もっとも，以上のような処理においては少なくとも以下の2つの問題に対応する必要が生ずる。

第1は，遺言執行者の受けた判決効の受遺者等への拡張をどう正当化するか，である。遺言執行者が排他的な訴訟追行権を持たないことに鑑みると，この場合も，受遺者等に対する一定の手続保障を要求するという方向を模索することになろう。もっとも，厳密な解釈論の展開は将来の課題とせざるを得ない⁽⁶⁷⁾。

第2は，逆に，受遺者等の受けた判決効は遺言執行者に拡張するか，である。まずは利害状況を確認しておこう。第1に，遺言者の意思を尊重する必要がある以上，受遺者等の受けた判決の効力が，事前の手続保障なしに遺言執行者に拡張することは正当化し得ない。次に，被告を選択し得る立場にある原告に関しては，被告側における二重応訴の負担に比肩し得る問題は生じ難い。最後に，受遺者等を被告とする遺言無効確認請求訴訟において敗訴した相続人が，遺言執行者を被告として遺言無効確認請求訴訟を提起し，争い

(66) この理解によるならば，受遺者等と関連物件が限定される場合には，遺言執行者の当事者適格を肯定しつつ，判決効を受遺者等に拡張する必要性はそう高くないということになる。しかし，受遺者等と関連物件の多寡により扱いを区別するとすると，その線引きをめぐって紛争が生ずることも避けがたい。後述する判決効拡張の正当化のための措置がなされる限りにおいては，受遺者等と関連物件の多寡による区別はせず，遺言執行者の当事者適格と判決効の受遺者等への拡張を肯定してよいと考える。遺言無効の主張に基づく共有持分確認請求訴訟においても，問題の構造は同じであると考えられるから，同様の処理が適切であろう。

(67) 民法423条の6はやや距離があることに鑑みると，人事訴訟法28条による訴訟係属の通知に着目した議論の方が，見込みがあるかもしれない。なお，訴訟告知や訴訟係属の通知が直ちに判決効の拡張を正当化するわけではない，という点については注(52)，注(55)を参照。

遺言執行者、受遺者および受益相続人の当事者適格について

直すことができるとともに、その判決効が、勝訴したはずの受遺者等に拡張するとすれば、受遺者等は結局、遺言執行者の敗訴を防ぐために参加を余儀なくされるおそれがあり、二重応訴の負担に類似する問題が生じ得る。以上の分析を前提とした場合、遺言執行者に対して判決効を拡張する必要が全くないとはいえない。もっとも、より具体的な議論は、将来の課題とせざるを得ない⁽⁶⁸⁾。

5. 結びに代えて

(ア) 遺言執行者と受遺者等の原告適格

本稿では、まず、遺言の内容の実現を妨害する登記の抹消等を請求する訴訟を想定しつつ、かかる訴訟における受遺者等と遺言執行者の原告適格の並

(68) 相続人に対して勝訴した受遺者等の地位は、債権者に勝訴しながら、後に債権者に敗訴した保証人からの求償請求をおそれなければならない主債務者の地位に類似する。この点を考慮すると、保証人に主債務者勝訴判決の援用を許す反射効論を参考に、遺言執行者に受遺者等勝訴判決の援用を許す、という処理が考えられる。遺言執行者自ら受遺者等勝訴判決を援用するならば、遺言執行者に対する事前の手續保障の有無を問題にする必要はなく、相続人に関しても改めて遺言の有効性を争う機会を与える必要はないことが実質的な正当化根拠となろう。そして、このような処理を前提とすると、遺言執行者が遺言の有効性を承認しているという、おそらくは最もよくある状況を想定する限り、相続人の受遺者等に対する遺言無効確認請求の段階で、遺言執行者に手續保障を与える必要はない、ということになる。敗訴した相続人が改めて遺言執行者に対して訴えを提起しても、遺言執行者は、自ら受遺者等勝訴判決を援用すると考えられるからである。問題は、遺言執行者が遺言の有効性を承認しておらず、自ら受遺者等勝訴判決を援用することが期待できない場合であり、この場合に、受遺者等の地位を安定させることが課題となる。事前の手續保障を与えた上で遺言執行者に対して（遺言執行者の援用なしで）既判力を及ぼすことが考えられようか。その際に問題となるのは、誰が遺言執行者に対して事前の手續保障を与えるか、であるが、遺言執行者が遺言の有効性を承認しないのは例外的な場面であるとするれば、受遺者等の側に訴訟告知または訴訟係属の通知を要求することも考えられるかもしれない。なお、以上の分析においては、相続人の一部が遺言無効確認請求訴訟を提起したという場合における他の相続人の手續保障という観点欠如している。この点も加味しなければ、完成品には程遠いということになるが、この点も将来の課題とせざるを得ない。

存状況を検討した。その結果、まず、この状況にも、(P) 遺言執行者と受遺者等の行使する権利は同一であるという捉え方と、(Q) 遺言執行者と受遺者等の行使する権利は異なるという捉え方があり得ることを確認した。次に、(P) の捉え方において、被告を二重応訴の負担から解放するため、遺言執行者と受遺者等のうち当事者になっていない者に対する判決効の拡張を正当化するには、民法 423 条の 6 を類推適用する可能性があることを指摘した。さらに、(Q) の捉え方においても、被告を二重応訴の負担から解放する必要は想定し得るが、判決効の拡張ではこのような必要性を充足することはできず、失権効のような規律の導入が要求される結果、解釈論としてはハードルが高いことを指摘した。

(イ) 遺言執行者と受遺者等の被告適格

次に、遺言無効確認請求訴訟を想定しつつ、かかる訴訟における受遺者等と遺言執行者の被告適格の関係を検討した。その結果、この場合、遺言執行者を被告とすることで判決の効力が関係人全体に拡張するとすれば、そこには一定の意義が認められ得ること、遺言執行者に対する判決効の受遺者等への拡張は当然に正当化されるものではなく、受遺者等に対する手続保障の付与が必要であること、受遺者等にも被告適格を認めることが、手続の円滑性を担保するために適当であること、受遺者等の受けた判決効の遺言執行者への拡張の必要性も否定できないことを確認した。

(ウ) 残された課題

残された課題は多々あるが、(ア) に関しては、(P) と (Q) のいずれの捉え方が適切であるか、(イ) に関しては、遺言執行者または受遺者等の受けた判決の効力の拡張をどう規律するかについて詰めた議論をすることができなかつた点は、特に大きな課題であると考えている。また、具体的な規律

遺言執行者，受遺者および受益相続人の当事者適格についての構築においては，遺言者の意思の尊重を重視したが，このような理解の当否は，民法学における議論の蓄積も踏まえて改めて検討する必要がある。